前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてパブリッ

クコメントを実施します

未来創造部情報政策課

A 条例制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律(以下「改正法」という。)が改正され、令和5年4月1日から、改正法が地方公共団体にも直接適用となります。

このことに伴い、改正法の施行に必要な事項を規定する条例として、現行の前橋市個人情報保護条例(以下「現行条例」という。)を廃止して、新たに前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「施行条例」という。)を制定します。

2 予定している主な内容

項目	主な内容
個人情報ファイル簿の作	改正法では、どのような個人情報を取扱っているか
成	を公表する「個人情報ファイル簿」の作成が義務付
	けられています。作成義務の対象は 1,000 人以上
	の個人情報ファイルに限られますが、本市で保有す
	る個人情報取扱事務の透明性を確保するため、
	1,000 人未満の個人情報ファイルについても個人
	情報ファイル簿を作成し、公表することとします。
開示請求に係る手数料及	現行条例の行政サービスの質を維持するため、施行
び費用負担	条例では <u>手数料を「無料」</u> とし、写しの作成や送付
	に要する費用は実費負担とします。
開示決定等の期限	改正法では決定等の期限を「請求があった日の翌日
	から起算して 30 日以内」としていますが、現行条
	例の行政サービスの質を維持するため、施行条例で
	は「請求があった日の翌日から起算して 14 日以内」
	とします。
開示決定等の期限の延長	現行条例では決定等の延長に係る期限の定めがあ
(I4 日以内に決定する	りませんが、施行条例では改正法と同様の <u>「30日</u>
ことが事務処理上困難な	<u>に限り決定期限を延長することができる」</u> としま
場合の期限の延長)	す。

現行条例では決定等の期限の特例の定めがなく、また、改正法では特例を適用する基準日を「請求があった日の翌日から起算して 60 日以内」としていますが、延長後の開示決定期限である「請求があった日の翌日から 44 日以内」との整合性を図るため、 施行条例では基準日を 「請求があった日の翌日から 44 日以内」とします。

死者の情報の取扱い

改正法では、個人情報の定義に死者の情報が含まれていませんが、死者の情報も個人情報と同等の保護措置は必要であると考えられることから、<u>市全体としての統一的な取扱いを要綱等で定め、規律を確保していきます。</u>

また、開示請求に関しては、現行条例では死者の遺族に開示請求権を認めていたことを踏まえ、<u>各課の事務の性質や実情に合わせる形で要綱等を定め、遺族への開示請求に対応していくこととします。</u>

(施行予定日 令和5年4月1日)

3 意見募集の期間

令和4年9月9日(金)から令和4年10月11日(火)まで

4 意見の提出方法

- ① 所定の意見提出用紙に必要事項を記入してください。
- ② 以下のいずれかの方法で提出してください。
 - ・郵送 〒371-8601 前橋市大手町二丁目 I 2 番 I 号 前橋市役所 情報政策課 あて
 - ・ファクシミリ 027-223-8497
 - ・電子メール joukan@city.maebashi.gunma.jp
 - ・窓口に直接提出 市役所 II 階 情報政策課、 市役所 2 階 情報公開コーナー、 各支所、各市民サービスセンター

【問合せ先】

未来創造部情報政策課情報管理係

電話:027-898-5880